

福島県国民健康保険運営方針の 見直しについて

令和2年11月24日

福島県国民健康保険課

令和2年度福島県国民健康保険運営方針見直しの基本的な考え方

1 福島県国民健康保険運営方針

国民健康保険法第82条の2に基づき、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針として、平成29年11月に策定。

2 福島県国民健康保険運営方針の見直しについて

運営方針の対象期間としては、平成30年度～令和5年度の6年間とし、令和3年度からの後半の3年間に向けて、令和2年度に見直すこととしている。

3 見直しの方向性

新型コロナウイルス感染症対策による影響を考慮し、今回の見直しは必要最低限を行うことを基本とする。そのため、来年度以降も必要に応じて、方針の見直しを行う。

4 見直し項目（案）（別紙1）

5 見直しの考え方（別紙2）

福島県国民健康保険運営方針の見直し項目（案）

第1章 運営方針策定に当たっての基本的事項（略）

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し

第1節「医療費の動向と将来の見直し」（略）

第2節「財政収支の改善に係る基本的な考え方」

- (1) —
- | |
|---|
| 2 県の国保財政の運営に係る基本的な考え方
⇒ 決算剰余金等留保財源に関する見直し（案） |
|---|

第3節「赤字の解消・削減の取組、目標年次等」（略）

第4節「財政安定化基金」（略）

第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

第1節「保険料（税）の算定方式の現状」（略）

- (2) —
- | |
|---------------------|
| 4 賦課限度額
⇒ 所要の見直し |
|---------------------|

第2節「納付金の基本的な考え方、算定方法」（略）

第3節「標準保険料率の基本的な考え方、算定方法」（略）

第4節「標準的な収納率」（略）

第5節「保険料（税）水準の統一」

- (3) —
- | |
|------------------------------------|
| 3 取組期間と目標時期
⇒ 県統一保険料率に関する見直し（案） |
|------------------------------------|

第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

第1節「保険料（税）収納の現状」（略）

第2節「目標収納率」

- (4) —
- | |
|------------------------------------|
| 1 現年度分
⇒ 被保険者規模別目標収納率に関する見直し（案） |
|------------------------------------|

第3節「収納対策」（略）

第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

第1節「保険給付の適正化に向けた取組の現状」(略)

第2節「県による保険給付の点検、事後調整」(略)

第3節「療養費の適正化」(略)

第4節「レセプト点検の充実強化」(略)

第5節「第三者行為求償事務の取組の強化」(略)

第6節「高額療養費の多数回該当の取扱い」(略)

第6章 医療費の適正化の取組に関する事項

第1節「医療費適正化の現状」(略)

第2節「医療費適正化対策の充実強化」(略)

第3節「医療費適正化計画との関係」(略)

第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第1節「標準化、広域化、効率化に向けた取組」

(5)

- | |
|---|
| <p>4 地方単独医療費助成事業の公費化
⇒ これまでの検討結果を踏まえた見直し(案)</p> |
|---|

第2節「市町村事務処理標準システムのクラウド化による共同利用」(略)

第8章「保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項」

(6)

- | |
|--|
| <p>1 地域包括システムの構築に向けての連携
⇒ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する見直し(案)</p> |
|--|

第9章「施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項」(略)

運営方針見直しの考え方

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第2節「財政収支の改善に係る基本的な考え方」

2 県の国保財政の運営に係る基本的な考え方

- (1) 【見直し内容：決算剰余金等の取扱いに関する規定の追加】
都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改正において、決算剰余金等の留保財源に関する記述が追加された。
本県における決算剰余金等の取り扱いについては、毎年度、市町村と協議し決定していることから、国保運営方針にその旨を明確にする。

第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

第1節「保険料（税）の算定方式の現状」

4 賦課限度額

- (2) 【見直し内容：賦課限度額に関する規定の整備】
国民健康保険料（税）については、受益との関連における被保険者の納付意欲に与える影響等を踏まえ、一定の限度を設けることとしているが、高齢化の進展による医療給付費の増加などから、当該賦課限度額については、ほぼ毎年引き上げが行われてきている。
なお、各市町村では国保法施行令に規定する賦課限度額を設定していることから、賦課限度額の記載について規定の整備を行う。

第5節「保険料（税）水準の統一」

3 取組期間と目標時期

- (3) 【見直し内容：県統一保険料率の予定時期等の設定】
現在の国保運営方針において、「将来的に県統一保険料率を目指す」という表現に留まっている。
そのために、具体的な統一予定時期を明示するとともに、医療費格差の縮小や市町村事務の標準化、保険料収納率向上等の取組期間と、保険料率に激変が生じないよう移行期間を設ける。

第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

第2節「目標収納率」

1 現年度分

- (4) 【見直し内容：新たな目標収納率の設定】
- 現行の国保運営方針の目標収納率である91%は、平成29年度に既に達成(91.52% 全国43位)しており、新たな目標値を設定する必要がある。
- 現行の国保運営方針策定以前に掲げていた「全国中位」を中期的に目指す。当面の目標時期としては、県統一保険料率に向けた収納率向上期間として令和5年度に向けた目標値を設定する。(94.54%)
- 令和5年度までに、まずは、全国順位を10位程度あげることが目標とする。(平成29年全国順位43位→全国順位33位程度を目指す)
- また、被保険者数の減少に伴い、被保険者規模を見直す。(5万人→3万人)

第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第1節「標準化、広域化、効率化に向けた取組」

4 地方単独医療費助成事業の公費化

- (5) 【見直し内容：検討状況を踏まえた所要の見直し】
- 県内59市町村の全てにおいて、子どもの医療費助成事業を実施しており、18歳到達後の翌3月31日までは医療費機関窓口での一部負担金を要しない取扱いとしている。
- 国民健康保険においては、保険給付10割の被保険者証を交付することで、子育て世帯の負担軽減を図っており、18歳までは窓口負担無く医療機関を受診することができる。
- 地方単独医療費助成事業の公費化とは、保険給付の適正化を図るため、任意の10割給付を解消し、法定割合に戻したうえで、医療費助成分については国の公費負担医療の仕組みに準じて、公費併用レセプトで処理する方法に変更するものである。
- 公費化については、県外医療機関受診における窓口負担の発生などの課題があり、検討に時間を要していることから、所要の見直しを行う。

第8章「保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項」

1 地域包括システムの構築に向けての連携

- (6) 【見直し内容：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する規定の追加】
- 国の都道府県運営方針策定要領において、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が示されたことを踏まえ、その着実な事業の実施について明示する。